

奈良県告示第二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、筒井土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十九年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	竹本 脩	大和郡山市筒井町一三七九
〃	小柴 實	〃 一六七―五
〃	米田 尚史	〃 四五四―一
〃	灰藤 茂夫	〃 一五八八
〃	松井 勇	〃 一三七八―二
監事	奥田 敏夫	〃 二二五
〃	中川 光義	〃 一五六九
〃	森 浩昭	〃 一六〇三―一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	奥田 敏夫	大和郡山市筒井町二二五
〃	堀江 正次	〃 一四九六
〃	中川 光義	〃 一五六九
〃	灰藤 好明	〃 五九五―二
〃	竹本 嘉之	〃 一三七九
監事	堀口 博史	〃 一五二三
〃	森村 誠一	〃 一五六五―一
〃	八百井 智	〃 五九〇―一